

環 境 部

衛生事業の概況	- 1
環境の概況・沿革	- 4
環境保全対策	- 9
大気汚染監視システム	- 15
公害防止計画	- 16
健康の被害	- 17
(財)国際環境技術移転研究センター ...	- 19
清掃事業の概況	- 20
ごみ処理事業	- 21
清掃施設	- 23
し尿処理事業	- 25
生活排水施設	- 27
朝明広域衛生組合	- 28

衛生事業の概況

市民生活に密着した環境衛生対策、市営斎場・霊園の運営、蓄犬登録管理等を行っている。

- ・環境衛生対策.....衛生害虫駆除
- ・斎場・霊園.....北大谷斎場及び市営霊園の運営

斎場・墓地

1. 斎 場

(1) 北大谷斎場施設

- ・位 置 四日市市大字松本字北大谷 1986 番地 1
- ・敷地面積 27,169.92 m²
- ・延床面積 4,416.34 m² (1 階 3,714.20 m²、2 階 702.14 m²)
- ・火 葬 棟 2,559.624 m²
- ・待 合 棟 1,856.717 m²
- ・葬 祭 棟 933.97 m²(3 会場)
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・火 葬 炉 炉数 火葬炉 11 基 (うち大型炉 1 基)、汚物炉 1 基
型式 再燃焼炉付台車式寝棺炉 (前室付)
燃料 都市ガス
- ・工 期 着工 平成元年 12 月 完了 平成 6 年 11 月
- ・総事業費 4,786,901 千円

(2) 北大谷斎場施設設備整備概要

北大谷斎場全面改築事業は、施設の老朽化と周辺環境が都市開発にともない住宅化されたことから、当該施設を周辺環境の保全を図るとともに、通夜葬儀から火葬に至る総合葬祭施設として整備した。

(3) 斎場使用料

種別	区 分			市 内	三重郡	その他市外	
火葬炉	遺 体	1	2	歳 以 上	5,000 円	30,000 円	50,000 円
		1	2	歳 未 満	3,000	18,000	30,000
		死		産 児	2,000	12,000	20,000
	人 体 の 一 部			1,000	6,000	10,000	
	胞 衣 ・ 産 汚 物			500	3,000	5,000	
待合室	洋 室 (3 0 人)			3,150	4,200	6,300	
	和 室 (4 0 人)						
	洋 室 兼 会 議 室 (3 0 人)			4,200	5,250	8,400	
霊 安 室				1,050	2,100	2,100	

(4) 火葬・葬祭件数

年 度	北大谷斎場				北大谷葬祭場	
	市内	市外	胎盤・汚物 焼却件数	人体一部 焼却件数	市内	市外
平成 10	2,060	266	707	33	485	47
11	2,119	245	713	83	564	47
12	2,082	225	685	51	610	35
13	2,095	215	521	70	673	30
14	2,108	247	343	79	680	43
15	2,222	257	270	55	715	37
16	2,304	254	96	81	712	48

火葬件数は大人、小人、胎児の合計

2. 墓 地

市内に市営霊園は5ヵ所ある。

(1) 北大谷霊園

- ・面 積 52,873.38 m²
- ・区 画 数 3,320 区画 (4m²...2,242 区画、6m²...556 区画、8m²...522 区画)
- ・完成年月 昭和48年2月(平成2年11月 69区画増設)
- ・事業費 184,625 千円(上記事業費2,979千円)

使用料及び管理料

区 画 種 類	使 用 料	管 理 料
4 m ² (1.6m × 2.5m)	560,000 円	年間 600 円 (又は永代分(一括払)18,000 円)
6 m ² (2.0m × 3.0m)	840,000 円	
8 m ² (2.5m × 3.2m)	1,120,000 円	

(2) 北部墓地公園

昭和53年8月に都市計画墓園事業として建設が決定され、順次造成し現在下記の区画数となっている。

区画数 5,997 区画

(2m²...4,080 区画、4m²...1,491 区画、6m²...426 区画)

使用料及び管理料

区画種類	使用料	管理料(年額)
2m ² (1.25m×1.6m)	325,000 円	2,000 円
4m ² (1.6m×2.5m)	650,000 円	4,000 円
6m ² (2.0m×3.0m)	975,000 円	6,000 円

(3) その他の霊園

霊園名	敷地面積	区画数	面積別区画内訳
富田霊園	5,153.00 m ²	1,340 区画	3.3 m ² ...334 区画、2.25 m ² ...205 区画 1.44 m ² ...318 区画、0.81 m ² ...483 区画
富洲原霊園	5,076.00	1,708	3 m ² ...70 区画、3.24 m ² ...73 区画、 1.44 m ² ...272 区画、0.81 m ² ...1,293 区画
塩浜霊園	4,962.00	1,474	2.25 m ² ...251 区画、1.82 m ² ...1,223 区画、

その他の事業

1. 畜犬登録数		単位(頭)
年 度	畜犬登録数	
平成 10	15,874	
11	16,614	
12	16,902	
13	17,746	
14	18,225	
15	18,590	
16	18,520	

2. 犬及び猫の避妊・去勢手術費助成				単位(頭)		
年 度	犬			猫		
	避 妊	去 勢	計	避 妊	去 勢	計
平成 10	144	37	181	341	132	473
11	158	45	203	318	140	458
12	167	54	221	325	151	476
13	129	65	194	348	169	517
14	169	49	218	412	193	605
15	116	76	192	401	177	578
16	151	90	241	352	199	551

環境の概況・沿革

石油化学コンビナートが本格的に操業を開始した直後の昭和 35 年頃より、硫黄酸化物による大気汚染、鉱物油分による水質汚濁等の公害を引き起こし、第 2 コンビナートが操業を開始した昭和 38 年頃からはますますその度を深め全国的に注目を集めることとなった。

その背景として、巨大な工場群が四日市港を中心とする臨海部とその周辺約 800 万㎡に立地し、かつ急速に建設されたことにより地域の生活環境が著しく変化したこと、工場地帯と住宅地域が接近または混在していたこと、燃料消費量が非常に多かったこと、操業開始当初は生産設備の増強に追われ公害防除のための研究や配慮が十分でなかったこと等があげられる。

このような環境問題を早急に解決すべく、昭和 38 年に実施された四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)による調査や昭和 41 年の水質保本法が適用されるなど各種の規制・事業が行われた。さらに、昭和 46 年度からは、四日市地域における公害防止計画が承認され、総合的な施策を講じて対処するほか、全国に先駆け、昭和 47 年からは硫黄酸化物にかかる総量規制、並びに昭和 49 年より化学的酸素要求量に係る総量規制を導入するなどの積極的な取り組みを展開してきた。

一方、昭和 42 年 9 月には、磯津地区の住民の人が、ばい煙発生企業 6 社を相手に、いわゆる「四日市公害訴訟」を提訴した。昭和 47 年 7 月に原告勝訴で終わったこの裁判は、被害者救済のみにとどまらず、その後の公害行政に大きな影響を与えることになった。

これら一連の措置が功を奏し、昭和 51 年度以降は、二酸化硫黄にかかる環境基準を達成するなど着実に環境改善がなされてきた。また、環境改善の過程で培われた貴重な技術等を(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)を通じて、海外に技術移転するなど、地球環境問題への積極的な対応を推し進めている。

こうした姿勢に対し、本市は、平成 7 年 6 月国連環境計画(UNEP)よりグローバル 500 賞を受賞した。

しかしながら、今日の環境問題は、質的により高い生活水準を求める市民意識の高まりの中で、石油化学コンビナート工場に対する一層の改善要望のほか、自動車交通による大気汚染等、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの「都市生活型公害」、地球温暖化などの「地球環境問題」およびゆとりや安らぎを得ることのできる清らかな水辺や豊かな緑の保全等、多様化・複雑化してきている。

こうした環境問題に適切に対処するため、「四日市市環境基本条例」が、平成 7 年 3 月議会において制定され、施行されるとともに、平成 7 年 3 月には、基本条例に基づき平成 8 年度から平成 12 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 1 期四日市市環境計画」を策定した。さらに、平成 7 年 9 月には市民・事業者・行政がさらに一体となり、より快適な環境をつくる新たな決意として、「快適環境都市」の宣言をした。

また、市役所も一事業所として環境に影響を与えていることを認識し、行政運営をできるだけ、環境にやさしく、負荷の少ないシステムとするため、環境管理に関する国際規格である ISO14001 の認証を平成 12 年 2 月 18 日に取得した。

平成 13 年 12 月には第 1 期環境計画を見直し、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間の計画期間とする「第 2 期四日市市環境計画」を策定した。この計画は、新たな世紀における良好な環境の保全と創造をさらに進め、市民・事業者・行政の参画と協働を基本に、持続可能な社会づくりを目的としたものである。また、大量のエネルギー消費等により影響が明確化している地球温暖化などの地球環境問題をはじめとする今日のさまざまな環境問題を解決していくためには、行政の取り組みのみでは不十分であり、大量生産・大量消費・大量廃棄や利便性を追及しがちなライフスタイルを変えていくことが必要である。そこで、市民一人一人が普段の生活を足元から見直し、環境に優しい暮らしをしていくことに率先して取り組むことができるよう、平成 16 年 6 月には「四日市市環境計画 市民活動編」を策定した。

今後とも、産業公害対策、都市生活型公害対策、廃棄物対策、快適環境の創造、自然環境の保全、資源の効率的・循環的利用、地球環境の保全、環境教育・学習の推進、公害健康被害補償対策の各施策を着実に実施していく。

沿革

年 月	できごと
昭和 30 年 8 月	旧海軍第二燃料廠跡に昭和四日市石油(株)が進出決定
32 7	工業用水法による規制地域(地盤沈下対策)となる
34 4	第一コンビナート本格稼働
35 8	四日市市公害防止対策委員会発足
11	P b O ₂ 法による S O ₂ 測定、降下ばいじん測定開始
36 10	午起埋立地完成(69 万 m ²)
37 8	住民健康調査実施
12	磯津町で自動測定機による S O ₂ 測定開始(三重県)
38 7	三重県公害対策室設置
8	衛生課に公害対策係を設置(39 年 5 月、衛生部公害対策課となる)
11	四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)現地視察 第二コンビナート本格稼働
39 5	ばい煙規正法による指定地域(四日市市・三重郡楠町)となる
6	小学校、幼稚園等に空気清浄器(189 台)が設置される(42 年まで) 異臭魚の分布調査実施
40 5	四日市市単独による公害患者の救済を開始(医療費の無料化)
41 3	水質保全法による指定地域(四日市・鈴鹿市域)となる
11	テレメーター方式による大気汚染の常時監視開始(三重県) 平和町集団移転
42 7	三重県公害防止条例制定
9	四日市公害訴訟提訴
12	雨池町集団移転
44 3	騒音規制法による指定地域となる
12	公害にかかる健康被害の救済に関する特別措置法による指定地域となる(45 年 2 月 給付開始)
45 4	霞ヶ浦埋立地完成(127 万 m ²)
12	四日市地域公害防止計画(46~50 年度)承認される(46 年 4 月事業開始、見直し改 定による 52 年度まで延長)
45 10	大気汚染防止法による政令市になる 三重県公害防止条例(42 年制定)廃止、新条例制定(硫黄酸化物の総量規制を加え る、47 年 4 月 1 日施行)
47 1	三重県条例による上乗せ基準を制定(大気、水質)
2	第三コンビナート本格稼働
7	四日市公害損害賠償請求事件判決(24 日)
48 2	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準を設定(三重県)
3	主要 16 工場の煙源テレメーター方式による燃焼状況の常時監視開始
9	四日市公害対策協力財団設立

年 月	で き ご と
昭和 49 年 6 月	四日市港の堆積汚泥浚渫事業開始（53 年完了）
9	「三重県公害防止条例」を改正（窒素酸化物およびCODの総量規制を加える、10 月 1 日施行）
50 11	第 1 回成人転地療養事業を実施（翌年 8 月、児童の転地療養事業実施）
51 9	悪臭防止法 3 物質追加、振動規制法の地域指定（53 年 1 月 1 日施行）
52 3	市内全測定局において二酸化硫黄にかかる環境基準達成
53 3	四日市公害対策協力財団解散
4	四日市地域公害防止計画（53～57 年度）事業開始
4	納屋小で自動車排出ガス測定開始
6	水質汚濁防止法改正（伊勢湾総量規制公布）
7	二酸化窒素にかかる環境基準改定
54 3	三重県公害対策審議会より、二酸化窒素の行政目標年平均 0.02ppm 以下が妥当と答申
4	四日市市立公害健康被害者みたき保養所竣工
6	伊勢湾総量規制施行
9	窒素酸化物にかかる総量規制見直し（県条例規制改正）
56 3	四日市市単独による公害患者の救済を終了
6	第 1 回成人日帰りリハビリテーションを実施（以後毎年実施）
12	三重県公害防止条例改正（深夜営業騒音の規制、4 月 1 日施行）
57 8	第 1 回小・中学生公害認定患者水泳訓練を実施
58 4	四日市地域公害防止計画（58 年～62 年度）事業開始
59 9	国道 23 号（名四国道）「幹線道路沿道整備に関する法律」（沿道法）1.17km 適用指定される
60 7	智積養水が環境庁の名水百選に認定される
62 9	公害健康被害補償法改正（63 年 3 月 1 日施行）
11	「公害健康被害補償法施行令改正（第 1 種指定地域の解除等、63 年 3 月 1 日施行）」
12	環境庁より「星空の街」に選定される
63 4	公害対策課を『環境保全課』に改組（公園緑地課所管の自然保護業務を移管）
4	四日市市公害対策審議会、四日市市自然環境保全対策協議会を再編し、四日市市環境保全審議会を設置
4	四日市地域公害防止計画（63～平成 2 年度）事業開始
4	合併処理浄化槽設置整備事業に伴う補助事業を開始する
平成元年 3 月	「ゴルフ場の維持・管理に関する指導要綱」施行（三重県）
12	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じんに関する規則）
2 9	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進）
10	四日市地区広域市町村圏環境保全協議会発足
3 3	市内既設ゴルフ場 3 社と環境保全協定を締結
4	四日市地域公害防止計画（3～7 年度）事業開始
7	水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量にかかる総量規制基準（第 3 次総量規制）施行（県）

年 月	で き ご と
9	公害パトロール車として電気自動車1台を導入
4 4	水質汚濁防止法に基づく政令市となる
4	四日市市低公害車普及助成制度発足（電気自動車の購入費助成）
5 2	窒素酸化物に係る総量規制見直し（県条例規則改正）
3	四日市市特定事業の適正開発に関する要綱施行
11	環境基本法制定、施行（公害対策基準法廃止）
6 3	「よっかいちの自然 第1集」発刊（平成9年3月 第4集 まで、年1回発刊）
3	四日市市地域開発環境配慮指針策定
7 3	四日市市環境基本条例制定（平成7年4月1日施行）
3	第1期四日市市環境計画策定
6	国連環境計画よりグローバル500 賞受賞
9	快適環境都市の宣言をする
8 2	生活排水対策重点地域に指定される（四日市市、菰野町）
4	四日市地域公害防止計画（8～12年度）事業開始
5	大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質への対応）
6	市立博物館にて「公害の歴史展」を開催
8	四日市市環境学習センターを開設
9	伊勢湾総量規制施行（第4次総量規制）
9 6	環境影響評価法公布（平成11年6月13日施行）
8	大気汚染防止法の一部改正（ダイオキシン類が指定）
10	四日市市制施行100周年記念事業「地球市民四日市環境フォーラム」及び「ふれあい地球体感広場エコトピアよっかいち」を開催
4	環境保健健康審査・相談事業開始
12	三重県環境影響評価条例公布（平成11年6月12日施行）
11 4	「騒音に係る環境基準」改定（測定方法の改定）
4	公害保健事業としての「水泳訓練事業」及び「親子健康教室（音楽訓練）」を中止し、健康増進センターを利用する福祉事業を開始
8	環境マネジメントシステム運用開始
12 1	ダイオキシン類対策特別措置法施行
2	ISO14001の認証を取得（平成12年2月18日）
11	特例市への移行に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に関する権限が県から委譲
13 3	「三重県公害防止条例」を「三重県生活環境の保全に関する条例」として改正し、公布、施行（一部平成13年10月10日施行）
12	悪臭防止法に基づく規制地域を都市計画区域全域に拡大（平成13年12月1日施行）
12	第2期四日市市環境計画策定
12	四日市地域公害防止計画（13～17年度）承認される
12	自動車NOx・PM法に基づく対策地域に指定
14 10	自動車NOx・PM法に基づく車種規制が開始
10	伊勢湾総量規制施行（第5次総量規制、窒素、りん追加）

年 月	で き ご と
15 2	土壌汚染対策法施行
15 3	四日市公害を語るビデオ第一巻（公害被害者編）製作
16 1	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
16 3	四日市公害を語るビデオ第二巻（学識経験者編）製作
3	四日市公害を語るビデオ第三巻（市民運動編）製作
16 6	四日市市環境計画市民活動編策定
17 1	「四日市公害資料室」開設
17 3	「四日市地球温暖化対策地域協議会」設立

環境保全対策

大気汚染

昭和 35 年頃から、石油化学コンビナートの稼働に伴い、塩浜地区を中心に大気汚染公害が発生した。これに対する規制措置として、昭和 39 年、四日市市は「ばい煙の規制等に関する法律」による指定地域となり、硫黄酸化物の濃度規制による排出基準が適用され、昭和 43 年には「大気汚染防止法」による拡散希釈効果を考慮した K 値規則が行われた。

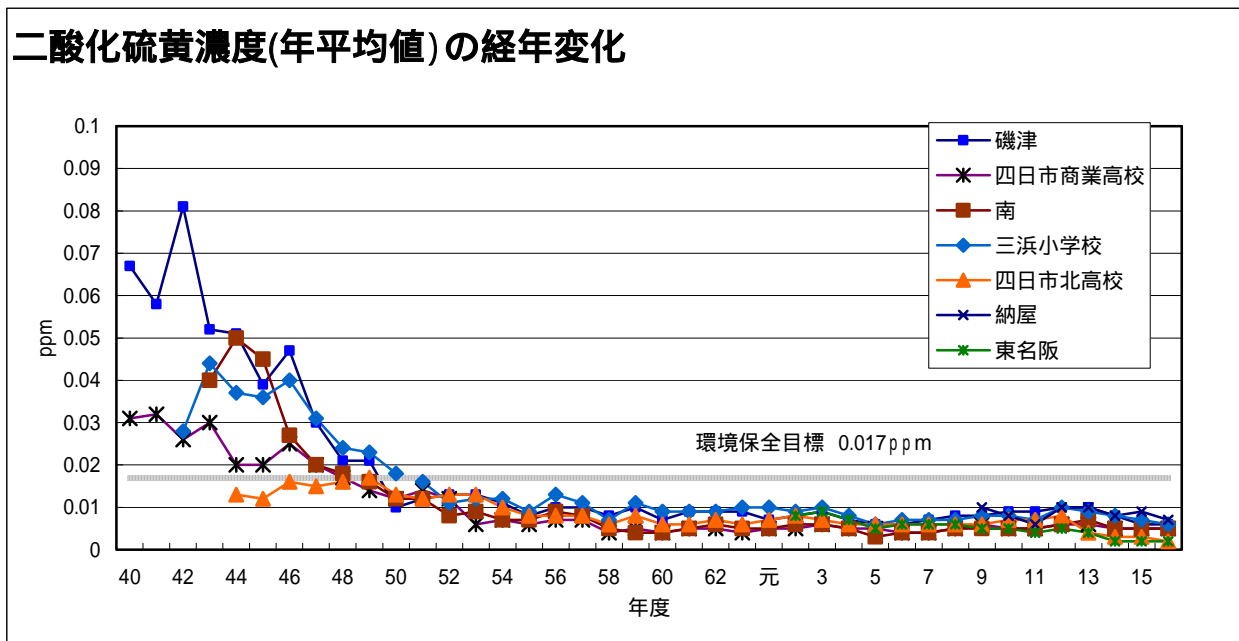
さらに、昭和 47 年 4 月から県条例によって硫黄酸化物にかかる総量規制を実施、環境目標濃度を 0.017ppm として逐次規制の強化を図ってきた。

これら一連の規制措置により、低硫黄重油、副生ガス等良質燃料の使用、排煙脱硫装置の設置などの対策が講じられた。その結果、昭和 51 年度には二酸化硫黄にかかる環境基準を市内全域測定局で達成するに至り、以後良好な状態を継続している。

窒素酸化物も昭和 49 年 10 月から三重県公害防止条例で総量規制を行うなど、積極的な対策を進めてきている。しかしながら産業活動の活発化や自動車交通量の増大など環境悪化要因もあるため、総量規制の強化を図るとともに、移動発生源の対策として、平成 14 年 10 月より自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制が開始されている。このことにより、ディーゼル車から排出される二酸化窒素に加え、粒子状物質についても改善されることが期待されている。

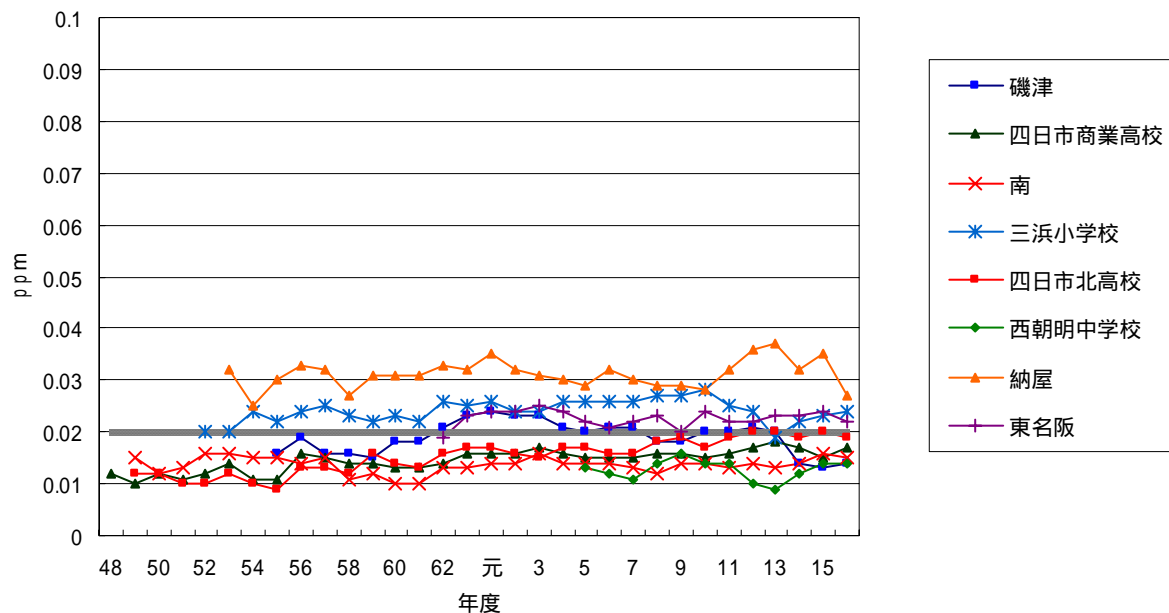
年度別推移

(1) 二酸化硫黄（年間平均濃度）



(2) 二酸化窒素（年平均濃度）

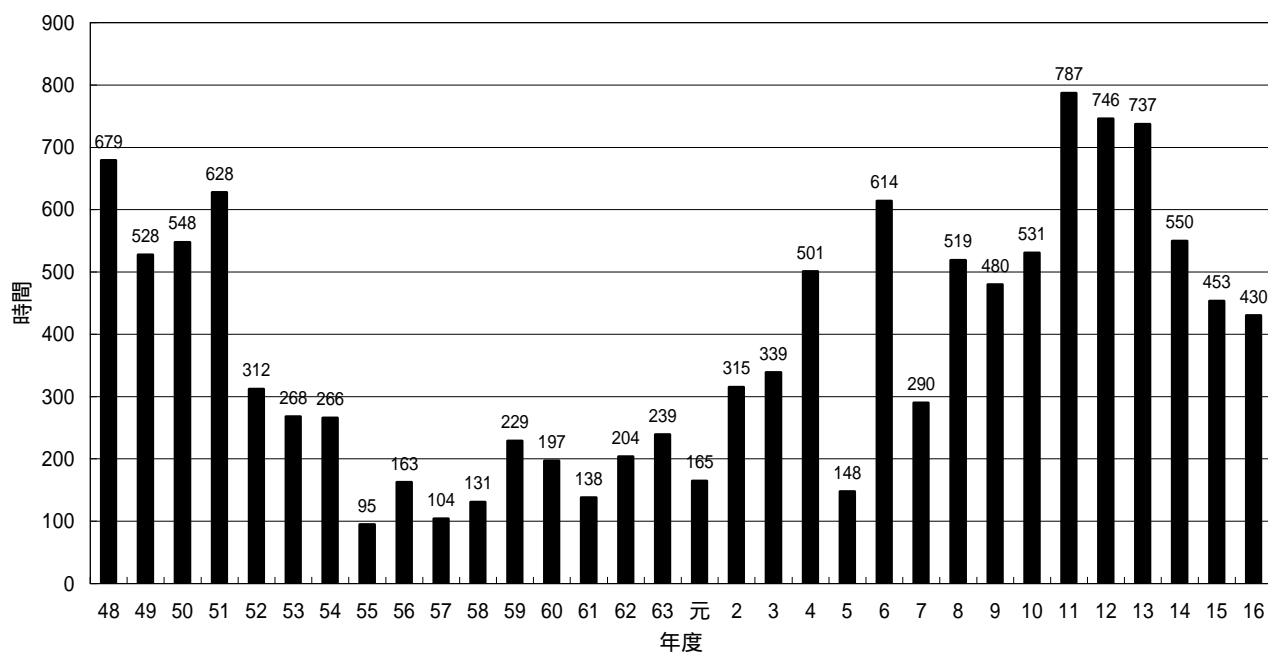
二酸化窒素濃度(年平均値)の経年変化



(3) 光化学オキシダント（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）

光化学オキシダント

(昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数の全局平均の経年変化)



水質汚濁

本市の地先海域は特定重要港湾に指定されている四日市港の港湾区域に包含されているが、古くより操業している紡績、食用油、石油、その他の工場排水及び都市下水による汚染が進み、その水域に漁業権を持つ漁業者の間に昭和 28 年頃漁業転換対策が検討されるようになった。その後、臨海部の石油化学コンビナートが拡大されるにつれて、海水の汚染も深刻化し、昭和 35 年には異臭魚が漁獲されるようになり、その実態と原因が国をはじめとする専門機関で調査された。その結果四日市港を中心に北へ 6 km、北東へ 11km、南東へ 7 km、南へ 15km の海域に異臭魚が分布し、着臭原因物質は脂肪族飽和炭化水素の数種を主成分とする混合物で魚類のえらを通じて魚体内に進入することなどが解明された。昭和 41 年に水質保全法及び工場排水規制等により水域指定ならびに水質基準の設定がなされ、その後水質汚濁防止法、三重県公害防止条例により工場等に対する排水規制を強化する一方、水質汚濁状況の監視を県・市・四日市港管理組合が協力して実施している。また、四日市鈴鹿地先海域の水質汚濁の抜本的改善を図るため、県条例により昭和 49 年 10 月から COD 総量規制が実施された。昭和 54 年 6 月から水質汚濁防止法による伊勢湾総量規制に移行し、平成 8 年 9 月より第 4 次総量規制基準が施行された。また、平成 5 年 3 月より環境基準の健康項目が追加され、同年 10 月からは窒素及びリンの環境基準と排水基準が施行された。

一方、河川の汚濁は、主要工場における排水処理装置の設置、公共下水道の整備等を公害防止計画に基づき進めてきた結果、着実に改善され、特に塩浜コンビナート付近を流れる天白川水系の河川には、県条例による上乘せ規制を昭和 49 年 3 月から実施し、水質浄化に努めた結果大きく改善された。

水質の浄化を図るため、平成 2 年 9 月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進していく方針が示され、これを受け、本市では平成 8 年 2 月に菰野町とともに生活排水対策重点地域の指定を受け、生活排水対策推進計画を策定した。最近における水質汚濁の状況は、水質項目により多少の差はあるが概して横ばい状態である。

生活排水対策の推進のため、引き続き、下水道整備や補助制度による合併浄化槽の普及促進、啓発事業等に取り組んでいる。

生活排水処理形態人口（四日市市）

年度	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
計画処理区域内人口（人）	288,713	290,105	291,366	291,953	292,833	294,249	295,419	296,563	296,959	309,648
水洗化・生活雑排水処理人口 （汚水衛生処理率）（％）	134,039 (46.4)	141,717 (48.9)	151,328 (51.9)	159,500 (54.6)	167,410 (57.2)	179,005 (60.8)	191,247 (64.7)	199,358 (67.2)	208,025 (70.1)	223,663 (72.2)
公共下水道処理人口 （処理率）（％）	86,021 (29.8)	90,709 (31.3)	96,760 (33.2)	101,482 (34.8)	107,629 (36.8)	116,583 (39.6)	125,908 (42.6)	131,751 (44.4)	143,792 (48.4)	158,083 (51.1)
農業集落排水処理人口 （処理率）（％）	1,140 (0.4)	1,155 (0.4)	1,151 (0.4)	1,478 (0.5)	1,923 (0.7)	2,360 (0.8)	3,041 (1.0)	3,392 (1.1)	3,581 (1.2)	3,610 (1.2)
コミ・プラ処理人口 （処理率）（％）	0 0	0 0	461 (0.1)	758 (0.2)	803 (0.3)	830 (0.3)	1,269 (0.4)	1,735 (0.6)	2,486 (0.9)	2,955 (0.9)
合併処理浄化槽人口 （処理率）（％）	46,878 (16.2)	49,853 (17.2)	52,956 (18.2)	55,782 (19.1)	57,055 (19.4)	59,232 (20.1)	61,029 (20.7)	62,480 (21.1)	58,166 (19.6)	59,015 (19.0)
単独処理浄化槽人口 （処理率）（％）	98,396 (34.1)	95,115 (32.8)	91,402 (31.4)	87,318 (29.9)	83,999 (28.7)	75,341 (25.6)	68,454 (23.2)	64,858 (21.9)	59,989 (20.2)	58,764 (19.0)
汲み取りし尿人口 （処理率）（％）	56,278 (19.5)	53,273 (18.4)	48,636 (16.7)	45,135 (15.5)	41,424 (14.1)	39,903 (13.6)	35,718 (12.1)	32,347 (10.9)	28,945 (9.7)	27,221 (8.8)
自家処理人口 （処理率）（％）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

土壌汚染

全国的に顕在化する土壌汚染の増加等を背景として、土壌汚染を把握し、健康被害の防止に関する措置を促すため、平成 15 年 2 月、土壌汚染対策法が施行された。

本市としても、同法の主旨を踏まえ、今後、必要な指導、啓発に取り組んでいく。

悪臭

悪臭規制は三重県公害防止条例に基づくアセトアルデヒドに始まり、現在は悪臭防止法によってアンモニアをはじめとする 22 物質について行われている。この間、工場などにおける悪臭防除施設設置等の対策が進められた結果、悪臭公害は改善されてきたが、苦情件数については、近年、増えてきている傾向にある。法規制以外の物質による臭気や低濃度の複合臭の問題があり、対応の難しい面があるが監視測定体制を充実するとともに環境パトロールや工場への立入調査の実施により、施設の改善等の指導を行っている。

騒音・振動

騒音・振動苦情は、中小企業を発生源とするものが多いが、これらは工場、商店、住宅等が雑居するいわゆる住工混在で比較的立地条件も悪いうえ操業時間も長く、その対策に必要な敷地・資金面での規約があり問題を解決するには困難がある。

また、音響機器、クーラー等の近隣騒音や国道 23 号をはじめとする大型車の通行の多い道路沿線での騒音・振動など都市型公害が増加してきているのが最近の特徴である。

このため、騒音規制法や三重県生活環境の保全に関する条例による規制基準を遵守させるべく、施設届出時の事前指導や環境騒音、道路交通騒音・振動の環境調査を行い、関係部局と連携を保ちながら対策を進めている。

環境マネジメントシステム

1. 目的

- (1) 市役所も一事業所として、行政運営をできるだけ環境に負担をかけないシステムにする。
- (2) 市役所自らが率先して環境問題に取り組む姿勢を明確にする。
- (3) 環境保全に対する全市的な活動を促進する。
- (4) エコ商品の需要拡大を図る。
- (5) 職員の意識改革や事務改善により、簡素で効率的な行政運営を確立する。

2. 特徴

(1) 環境方針

四日市市の行政に携わる者として、市民・事業者・行政が続けてきた四日市公害克服に向けた努力を深く認識するとともに、環境保全活動を率先垂範し実践する強い自覚が必要であることを明記した。

地方公共団体としての自らの活動およびサービスを環境の視点でマネジメントすることにより快適な環境都市四日市を実現するとともに、快適な環境を将来の市民に引き継いでいくことを明記した。

(2) システムを構成する環境目的・目標の三本柱

事務事業環境負荷低減項目

省エネ・省資源等エコオフィスを中心とするもの

公共工事環境負荷低減項目

公共工事について環境負荷を低減するもの

環境保全・創造項目

快適な環境都市づくりのために展開する行政施策

(3) 内部環境監査への市内事業所及び県内他自治体の参画

システムの透明性を高めるため、市内でISO14001を認証取得している民間事業所及び県内他自治体からの本市内部環境監査への参画をシステム化した。

3. ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの実施

- (1) 認証取得 平成12年2月18日
- (2) 取得範囲 市役所本庁舎・北館、市営中央駐車場、楠総合支所(平成17年4月～)

4. YSOに基づく環境マネジメントシステムの実施

本庁等で取り組んでいる環境マネジメントシステムを基に、本市独自の環境マネジメントシステム=YSOを策定し、ISO認証取得サイト以外の施設で実施している。

- (1) 運用開始 平成13年7月1日(市立四日市病院は平成14年10月1日)
- (2) 活動範囲 全公共施設

自然環境保全

身近な自然に親しむことによって、市民の自然環境保全意識の高揚を図るため、「自然観察会」(年間12回)及びバスによる「動く自然教室」(年2回)を実施している。

また、平成元年度から3年度にかけて自然環境現況調査を実施し、植物、動物、地質の各分野の詳細な報告書を刊行物としてとりまとめた。さらに、一般市民向けの自然観察ガイドブック「よっかいちの自然」全4集を発行した。

環境教育

市民一人ひとりの環境意識を高め、環境に配慮した行動がとれるよう、環境学習ができる拠点施設として平成8年8月に「環境学習センター」を開設した。

当センターでは、環境をテーマに集めた図書コーナーをはじめ、各種の展示コーナー、パソコンによる環境学習情報コーナーを備えるとともに「かんきょう探検」、「動く自然教室」、「四日市の身近な自然調べ」、「エコ工作体験教室」、「夏休みの自由研究相談室」などの普及啓発事業の実施、環境情報誌「エコステージ」、「よんかんニュース」の発行、地域などにおいて環境活動に取り組むリーダーの育成を図る「環境リーダー養成講座(基礎編・応用編・教員編)」の開催、「こどもエコクラブ」の交流支援など、多種多様な環境学習の機会を提供している。

また、平成17年1月には、当センターの一部を利用して、四日市公害について学習できるように公害資料室がオープンした。公害の発生から公害裁判を経て、環境に配慮した街づくりを目指すまでをパネルで順を追って紹介しているほか、当時の公害測定機器の展示、映像コーナーの設置、また公害に関する図書、資料の充実を図り広く閲覧できるようになっている。

【四日市市環境学習センター】

キャッチフレーズ	「環境のタネがあるところ」
場 所	本町 9 - 8 本町プラザ 4 階
施 設	
展示コーナー	各種の環境テーマにあわせたパネルのほか、自然の素材や不用品でつくった工作などを展示
図書コーナー	環境問題、環境学習に関する図書、雑誌など(約 2000 冊)の閲覧・貸出
パソコン情報コーナー	四日市市の環境情報を見たり、環境問題や自然に関するソフトを使って楽しく学習できる。
ビデオコーナー	環境問題や自然に関するビデオの視聴・貸出
環境学習室	約 70 人の収容が可能で各種研修会、講座などが開催される。
環境実習室	作業台・流し台を整備し「リサイクル紙すき」、「廃食油せっけんづくり」などが実習できる。
公害資料室	公害説明パネル、大気汚染測定機器などの展示 公害資料と図書の閲覧、映像コーナー
開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	日曜日、月曜日、祝日、年末年始

大気汚染監視システム

環境監視システム

一般環境監視局は市内 6 カ所、自動車排出ガス監視局は市内 2 カ所に設置し、測定データはパーソナルコンピュータを利用したテレメーターシステムで、市の中央監視局に送信される。

中央監視局は、送信されたデータをデータ処理装置で処理し、その結果をデータ表示するとともに月報年報等の作成を行う。

また、四日市市のホームページ「かんきょう四日市」により、データの情報提供を行っている。

大気汚染状況常時監視測定及び機器整備状況

測定局	設置年度	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	風向風速	テレメーター
1.磯津	S38							
2.四日市商業高校	S47							
3.南	S43							
4.三浜小学校	S41							
5.四日市北高校	S46							
6.西朝明中学校	H 5							
7.納屋	S52							
8.東名阪	S61							
合 計		7	8	8	5	5	8	8

(注) は自動車排出ガス測定局

公害防止計画

本市では昭和 30 年代前半から石油化学工業を中心とした各種産業の急速な発展により、大気汚染、水質汚濁等の各種公害の発生が顕著となった。

このため、本市、朝日町、川越町及び楠町の 1 市 3 町を四日市地域として、公害対策基本法第 19 条(現環境基本法第 17 条)の規定により、昭和 46 年度から昭和 52 年度まで、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで、昭和 58 年度から昭和 62 年度まで、昭和 63 年度から平成 2 年度まで、さらに平成 3 年度から平成 7 年度まで、平成 8 年度から平成 12 年度までのそれぞれを計画期間とする公害防止計画が策定され、公害の防止に関する諸施策が官民一体となり推進されてきた。その結果、本市を含めた当地域の環境はかなり改善されてきた。しかしながら、主要幹線道路沿道における大気汚染、道路交通騒音ベンゼン等に係る大気汚染、伊勢湾の水質汚濁等の課題が残されている。

このような状況に鑑み、平成 13 年 7 月、第 7 期公害防止計画の策定指示がなされ、四日市市、楠町、川越町の 1 市 2 町を計画地域として、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間の新たな公害防止計画が策定され、平成 13 年 12 月 10 日、公害対策会議幹事会の儀を経て環境大臣の同意が得られ、正式に決定された。

四日市地域公害防止計画事業費一覧表

(単位：百万円)

期 間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%)
昭和 46 年度 ～ 昭和 52 年度	公 共 〔四日市市〕	60,904 〔32,412〕	52,614 〔27,737〕	86.4 〔85.6〕
	企 業	114,861	103,900	90.5
合 計		175,765	156,514	89.0
昭和 53 年度 ～ 昭和 57 年度	公 共 〔四日市市〕	57,804 〔24,445〕	21,269 〔24,229〕	54.1 〔99.1〕
	企 業	20,448	17,330	84.8
合 計		78,252	48,599	62.1
昭和 58 年度 ～ 昭和 62 年度	公 共 〔四日市市〕	35,198 〔15,874〕	31,062 〔13,735〕	86.2 〔86.5〕
	企 業	17,107	15,880	92.8
合 計		52,305	46,942	89.7
昭和 63 年度 ～ 平成 2 年度	公 共 〔四日市市〕	35,515 〔12,135〕	33,577 〔13,740〕	94.6 〔113.2〕
	企 業	39,559	47,634	120.4
合 計		75,074	81,211	108.2
平成 3 年度 ～ 平成 7 年度	公 共 〔四日市市〕	99,558 〔35,807〕	134,642 〔51,229〕	135.2 〔143.3〕
	企 業	32,336	63,779	197.2
合 計		131,894	198,421	150.4
平成 8 年度 ～ 平成 12 年度	公 共 〔四日市市〕	195,514 〔126,632〕	141,868 〔76,303〕	72.6 〔60.3〕
	企 業	42,218	64,529	152.8
合 計		237,732	206,397	86.8
平成 13 年度 ～ 平成 17 年度	公 共 〔四日市市〕	82,527 〔35,766〕	57,463 〔24,454〕	69.6 〔68.4〕
	企 業	16,476	26,622	161.6
合 計		99,003	84,085	84.9

〔 〕 四日市市分は再掲。実施額、進捗率は平成 15 年度まで。

健康の被害

いわゆる「四日市ぜんそく」と呼ばれる呼吸器疾患が、昭和 35 年頃から塩浜地区等の住民の間で訴えられるようになり、大気汚染の健康に及ぼす影響に関する調査が、県・市及び関係各機関で並行して始められた。

昭和 39 年には厚生省においても、疫学的な立場からの調査が行われ、市ではそれらを基礎に三重県立大学医学部附属塩浜病院、四日市医師会の協力を得て、昭和 40 年 5 月、全国に先がけて大気汚染関係患者の認定及び医療措置（自己負担分の市費負担）を開始した。その後、昭和 45 年 2 月には「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、指定地域における大気汚染関係患者に対して、医療費、医療手当等の支給が行われるようになった。

さらに四日市公害裁判の判決を契機として、昭和 48 年 9 月、四日市公害対策協力財団（昭和 53 年 3 月末日解散）が企業の寄附行為に基づき設立され、公害患者に生活安定費の支給を開始した。翌昭和 49 年 9 月からは「公害健康被害補償法」が施行され、療養費、障害補償費、遺族補償一時金などの支給が行われるようになり、患者の救済が一層充実された。また、同補償法には、公害健康被害者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が設けられ、本市でも、転地療養、リハビリテーション、家庭療養指導等を行っている。

昭和 63 年 3 月 1 日「公害健康被害の補償等に関する法律」が施行され、同日以降は法に基づく新規認定の申請はできなくなった。しかし、すでに認定されている人々に対する補償・救済は従前どおり実施している。

救済制度

救済制度	市単独	特別措置法	公害健康被害補償法	公害健康被害の補償等に関する法律
期 間	昭 40.5 ~ 45.1	昭 45.2 ~ 49.8	昭 49.9 ~ 63.2	昭 63.2 ~ 平 17.3
発足時認定患者数		464 (24)	1,056 (14)	881
申請者延人数	786	1 1,246 (34)	3 1,738	
認定者延人数	732	2 1,173 (34)	4 1,634 (14)	5 81
死 亡	31	71 (1)	352	377
取 消 等	237	46 (19)	401 (14)	62
移行時認定患者数	464	1,056 (14)	881	6 523

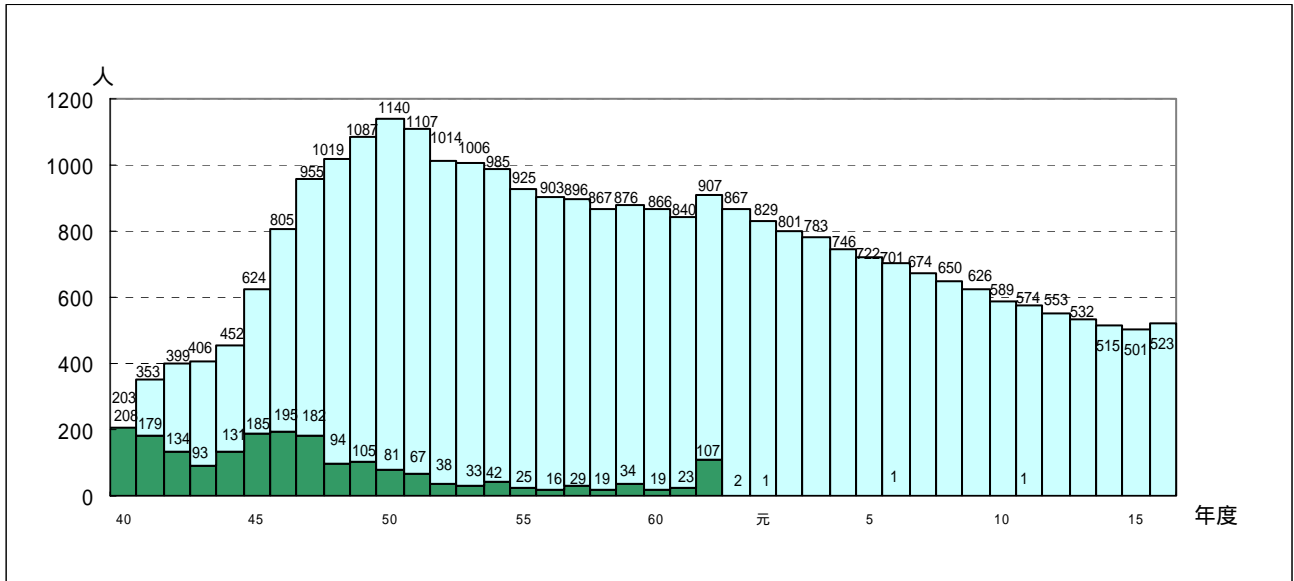
(注) () 内数字は市単独認定患者内数

1~4 は制度移行時の認定患者数を含む

5 は旧法に基づく申請によるもの(楠町分含む)

6 は平成 17 年 3 月末の患者数

年度末被認定者数の推移



■新たに認定を受けた者

法律に基づく医療費等の給付状況 (平成 16 年度支給額)

区分	件数	支給額(千円)	備考
療養の給付	7,874	214,704	平成 16 年 3 月 ~ 17 年 2 月分
療養の手当	4,074	94,565	
児童補償手当	0	0	平成 16 年 2 月 ~ 17 年 1 月分
障害補償費	5,108	351,110	
遺族補償費	243	41,186	
遺族補償一時金	3	14,726	平成 16 年 4 月 ~ 17 年 3 月分
葬祭料	4	2,002	

被認定者の障害程度区分(各年度とも 3 月末日現在)

被認定者の障害の程度は毎年 1 回検査を受け、決定する。

区分	1. 15 歳以上						2. 15 歳未満					
	11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
特級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 級	1	1										
2 級	28	30	32	30	27	30						
3 級	515	492	474	457	444	455	1					
等級外	29	30	26	28	30	38						
合計	573	553	532	515	501	523	1					

(財)国際環境技術移転研究センター

本市の大気汚染等の環境問題に対する取組みにより集積している環境保全技術を活用して、研修・研究開発等を実施し、発展途上国等諸外国へ技術移転を行うための機関として、平成2年3月に三重県及び四日市市の出捐により、環境技術移転センターが設立された。その後、通産省及び中部産業界等の支援を得て、平成3年2月に通産省(現:経済産業省)所管の国際環境技術移転研究センター(略称 I C E T T)として衣替えした。平成4年10月に四日市市桜町の鈴鹿山麓研究学園都市内に施設が完成し、同11月より当地において地球環境保全に資する産業技術の移転を通して、地球環境問題の解決に貢献するための我が国の拠点として、積極的に事業を展開している。

また、平成15年10月1日より、国際エネルギー機関(I E A)の実施協定として活動を行う多国間の取組みであり、気候や環境にやさしい技術の開発・普及・実施を促進するためのC T I事務局がI C E T Tに設置され、幅広く活動を行っている。

財団法人国際環境技術移転研究センターの概要

設 立 平成2年3月31日
(平成3年2月1日通産大臣所管の財団法人国際環境技術移転研究センターに名称変更)

財 産 基本財産、建物財産合わせて62億円

施設概要 所在地 三重県四日市市桜町3690番地の1(平成4年10月完成)
規 模 敷地面積 10,750 m²
施設規模 地上3階 延床面積 3,525 m²
内 容 研修・研究施設、宿泊・交流施設、管理運営施設、
太陽光発電施設(10kW)

事業概要(平成16年度実績)

(1) 研修・技術指導事業

研修 中国、インドネシア、フィリピン、クウェートなど31カ国より139名を受入れ
(総計 69カ国 1,659名) 短期研修は含まず

海外研修 中国、ベトナムの2カ国で117名に研修
(総計 7カ国 3,351名)

(2) 研究開発事業

産業公害防止産業技術開発費補助事業等 4事業(19項目)

(3) 調査・情報提供産業事業

アルゼンチン産業公害防止事業等 7事業

(4) 交流・普及啓発事業

機関紙の発行、子ども地球環境塾の開催、愛知万博展示物の製作等

清掃事業の概況

本市の清掃事業における収集運搬作業は、ごみ、し尿ともに昭和41年度から処理区域を逐次拡大し、昭和46年には、全市域を処理区域とした。

ごみの収集については、昭和48年4月の北部清掃工場の開設と同時に分別収集(2種分別)を実施。昭和49年4月1日からは、資源の再生利用と廃棄物の減量化を図るため、四日市再生資源協同組合との共同収集を採用し、昭和53年10月からは、再生可能物と粗大・不燃ごみの分別収集(3種分別)を実施し、減量化をより一層推進した。また、昭和58年10月から、可燃ごみ収集用のごみ袋を「市指定ごみ収集袋」に統一を行い、昭和59年10月には使用済乾電池を有害ごみとして指定し4種分別収集を実施した。また、平成5年4月には再生可能物の収集業務を四日市再生資源協同組合から(株)四日市市生活環境公社への業務委託に移行した。

ごみ処理施設の整備については、北部清掃工場のごみ焼却能力の向上を図るため、昭和62年12月に焼却炉1基を増設、また平成10年度から平成13年度にかけてダイオキシン対策と機能回復を目的に改修工事を実施し、工場のリニューアル化を行った。

今まで、埋立処分を行ってきた焼却灰は、廃棄物処理センター(財団法人 三重県環境保全事業団)の稼働(平成14年12月より)に伴い当センターへの搬入(溶融処理)を行っている。

埋立処分場については、昭和45年に供用開始された北部埋立処分場(垂坂埋立地)を、昭和54年7月閉鎖し、それに代わる埋立処分場として同年8月小山田地内に南部埋立処分場を開設した。この処分場は、当初の埋立予定期間(9ヶ年)を経過し、ほぼ満杯状態となったため、平成3年度から容量拡大のための拡張工事を行い、平成7年度に終了した。

平成17年2月7日楠町と合併後は、楠衛生センターで楠町のし尿処理・再生可能物の処理・ごみ焼却を行っている。

清掃関係予算の推移

年度	一般会計 総予算額 (千円)	清掃関係予算(千円)				前 年 度 計 比 の	前 年 度 予 算 比 の	占 め る 割 合 に	人 件 費 の 割 合	清 掃 費 に 占 め る 割 合	そ の 他 運 営 費 の 割 合
		人件費	普通建設 事業費	その他 運営費	予算額 合計						
平成											
10	91,013,000	1,462,104	145,400	2,335,899	3,943,403	96	93	4.3	37.1	59.2	
11	90,900,000	1,461,701	2,622,000	2,100,089	6,183,790	100	157	6.8	23.6	34.0	
12	93,280,000	1,478,778	1,269,825	2,190,977	4,939,580	103	80	5.3	29.9	44.4	
13	95,760,000	1,351,462	900,600	3,289,037	5,541,099	103	112	5.8	24.4	59.4	
14	94,580,000	1,339,020	25,400	2,609,023	3,973,443	96	72	4.2	33.7	65.7	
15	90,990,000	1,295,861	15,691	2,062,285	3,373,837	96	85	3.7	38.4	61.1	
16	95,980,000	1,162,888	33,680	2,112,880	3,309,448	105	98	3.4	35.1	63.8	
17	93,290,000	1,137,384	48,000	2,426,248	3,611,632	97	109	3.9	31.5	67.2	

ごみ処理事業

職員数

(平成17年4月1日現在)

単位 人

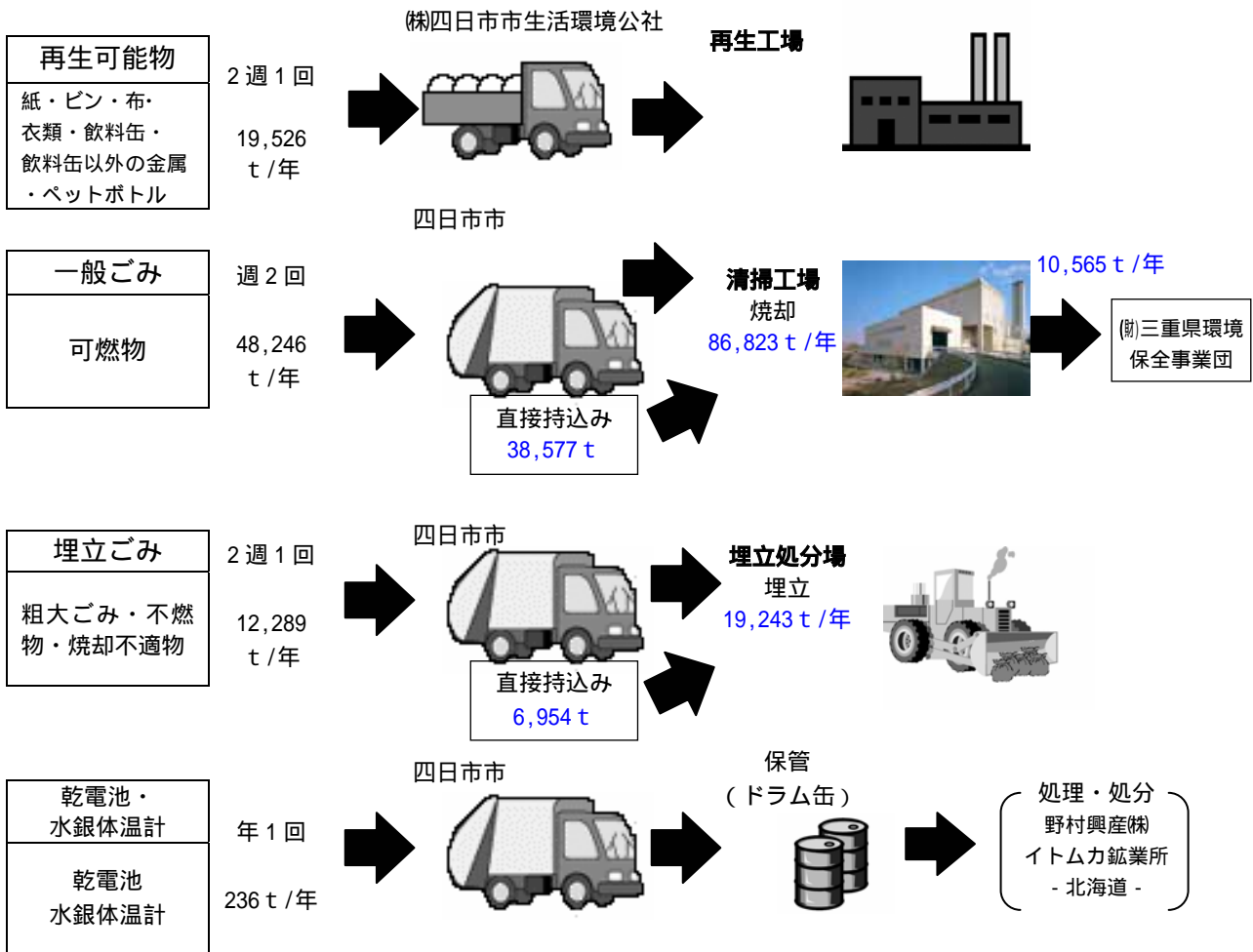
施設名	事務	収 集		処理・処分		自動車整備士	再任用	嘱託	臨時	合計
		運転手	作業員	運転手	作業員					
南部清掃事業所	3	25	9			1	3		11	52
北部清掃事業所	3	30	15			1	5		11	65
北部清掃工場	3				20		2		3	28
南部埋立処分場	2				2		1	1	6	12
楠衛生センター	4								2	6
合 計	15	55	24		22	2	11	1	33	163

分別収集体制

ごみの減量化、資源の再利用をねらいとし、昭和59年10月から4種分別収集方法を採用した。

これは、ごみを一般ごみ、再生可能物、埋立ごみ、有害ごみに分類し別々に収集するもので再生資源として活用できるものは再生可能物の日(各町ごとに2週1回定めた日)に定期収集を行う。また、平成16年10月から市内全地域でペットボトルの分別収集を開始した。

収集・処理状況 (平成16年度)



市収集処理実績

年度	収集実績	処 理 実 績			
		焼却処理	構成比	埋立処分	構成比
平成 10	70,327 t	50,488 t	71.8%	19,839 t	28.2%
11	63,750	49,678	77.9	14,072	22.1
12	64,448	49,257	76.4	15,191	23.6
13	62,596	48,770	77.9	13,826	22.0
14	61,008	48,554	79.6	12,454	20.4
15	61,984	48,841	78.8	13,143	21.2
16	60,535	48,246	79.7	12,289	20.3

許可業者等直接搬入処理実績

年度	一般持込実績	処 理 実 績			
		焼却処理	構成比	埋立処分	構成比
平成 10	63,480t	44,171t	69.6%	19,309t	30.4%
11	38,084	28,895	75.9	9,189	24.1
12	37,094	27,209	73.4	9,885	26.6
13	40,163	30,985	77.1	9,178	22.9
14	43,527	34,904	80.2	8,623	19.8
15	50,670	42,555	84.0	8,115	16.0
16	45,531	38,577	84.7	6,954	15.3

再生可能物収集実績

年度	収集実績	処 理 実 績						
		金属類		ビン	紙類	布類	ペット ボトル	乾電池・ 水銀体温計
		缶	缶以外					
平成 10	18,244t	436t	4,009t	2,807t	9,897t	1,027t	11t	57t
11	18,664	369	3,486	2,775	10,839	1,120	17	58
12	20,531	309	4,091	2,709	11,895	1,337	70	120
13	20,843	257	3,690	2,664	12,530	1,533	48	121
14	20,224	231	2,911	2,461	12,907	1,534	58	122
15	20,197	179	3,048	2,437	12,784	1,621	57	71
16	19,762	207	2,871	2,377	12,250	1,644	177	236

ごみ処理経費

年度	1 t 当り経費			
	収集部門	焼却部門	埋立部門	再生処理部門
平成 10	18,326 円	6,378 円	5,140 円	20,479 円
11	19,374	6,566	8,311	20,001
12	18,761	7,079	7,416	20,319
13	17,549	8,018	8,851	25,622
14	17,065	13,021	10,949	22,951
15	16,041	14,109	13,728	21,005
16	16,014	15,425	13,683	21,752

清掃施設

清掃事業所

名称	所在地	敷地面積	建物面積
北部清掃事業所	四日市市垂坂町 1587 番地	5,133 m ²	1,006.10 m ²
南部清掃事業所	四日市市大治田三丁目 4 番 26 号	6,482 m ²	1,115.47 m ²

最終処分施設 南部埋立処分場

名称	南部埋立処分場
所在地	四日市市小山町 2855 番地
埋立処分場用地面積	222,773.9 m ² (内、埋立計画用地面積 134,611 m ²)
埋立容量	251 万 m ³ (廃棄物 205 万 m ³ 覆土 46 万 m ³) 平成 3 年 3 月に 127 万 m ³ から規模変更

南部処分場は、延長 900mの谷間の地形をとり入れて下流を堰堤(止水擁壁)でせきとめ、底部には汚水集水管等管渠、遮水構造物を施した埋立地構造物と、これから浸出する汚水を処理する浸出汚水処理施設、雨水調整池(容量 3 万 m³)、管理棟などからできている。

焼却施設 北部清掃工場

名称		北 部 清 掃 工 場		
		1・2号炉	3号炉	
区分	所在地	四日市市垂坂町 1 5 8 7		
	敷地面積	16,546 m ²		
	竣工	昭和 48 年 3 月	昭和 62 年 12 月	
	建物構造面積	鉄筋コンクリート造(延) 3,893.99 m ² (地下 1 階、地上 3 階)		
排ガス高度処理施設整備事業	建物構造面積	鉄筋コンクリート造・鉄構造(延) 5,005.95 m ² (地下 1 階、地上 4 階)		
	着工	平成 11 年 3 月		
	竣工	平成 14 年 3 月		
	建物構造面積	タクマ S C R 型機械式連続燃焼方式	タクマ H L 型機械式連続燃焼方式	
	主 な 設 備	・ 燃焼設備	焼却炉本体 150 t / 24H	3 基
			助燃装置	3 台
		・ 燃焼ガス冷却設備	ガス減温器	3 基
・ 排ガス処理設備		バグフィルタ集塵装置	3 台	
		有害ガス除去設備	1 式	
・ 通風設備		押込送風機	3 台	
		誘引送風機	3 台	
・ 煙突	RC 造(内筒鉄板性 3 本集合型)頂上口径 1.20 高さ 50m			
・ 排水処理設備				
・ 電気計装設備				

名称		楠 衛 生 セ ン タ ー		
区分				
初 建 設 当	所 在 地	四日市市楠町北五味塚 1 0 8 5 - 2 0 8		
	敷 地 面 積	4,096.11 m ²		
	竣 工	平成 6 年 12 月		
排ガス高度処理施設整備事業	着 工	平成 11 年 4 月 30 日		
	竣 工	平成 12 年 1 月 31 日		
	焼却炉型式	機械化バッチ燃焼方式		
	主 な 設 備	・ 燃焼設備	焼却炉本体 15 t / 日	1 基
			助燃装置	1 台
・ 通風設備		押込送風機	1 台	
		二次押込送風機	1 台	
		誘引送風機	1 台	
・ 電気計装設備				
	・ 排ガス設備	バグフィルタ	1 基	
		有害ガス除去設備	1 式	

車種別車両保有数

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

車 種		南 部 清掃事業所	北 部 清掃事業所	南 部 埋立処分場	北 部 清掃工場	楠衛生 センター	合 計
収 集	小 型 ト ラ ッ ク	1	1				2
	小 型 有 蓋 車	13	16				29
	中 型 有 蓋 車	4	6				10
処 理	タイヤショベル他	0	1	8		3	12
予 備	小 型 ダ ンプ						0
	小 型 有 蓋 車	4	6				10
	中 型 有 蓋 車	3	3				6
	ブ ル ド ー ザ ー						0
	バ キ ュ ー ム 車						0
事 務 連	軽 自 動 車 他	1	1	1	1	1	5
合 計		26	34	9	1	4	74

し尿処理事業

処理人口

(単位：人)

年 度	処 理 区 分					計
	くみ取り	下水道	浄化槽	農業集落排水	コミュニティ・プラント	
平成 11	41,424	107,629	141,054	1,923	803	292,833
12	39,903	116,583	134,573	2,360	830	294,249
13	35,718	125,908	129,483	3,041	1,269	295,419
14	32,115	131,751	127,570	3,392	1,735	296,563
15	28,752	143,792	118,348	3,581	2,486	296,959
16	27,221	158,083	117,779	3,610	2,955	309,648

し尿収集量

(平成 16 年度)

委 託 27,518.8 キロリットル 許 可 1,485.2 キロリットル 合 計 29,004.0 キロリットル

し尿処理状況

(平成 16 年度)

区 分	終 未 処 理			合 計
	朝明処理場	下水処理場	楠衛生センター	
委託 (キロリットル)	8,889.3	18,561.8	203.7	27,654.8
許可 (キロリットル)	589.2	896.3	0	1,485.5
合計 (キロリットル)	9,478.5	19,458.1	203.7	29,140.3
構成比 (%)	32.53	66.77	0.7	100.0

し尿汲取手数料

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分		金 額 (円)		徴 収 方 法
従量によるもの	回数基本料金	くみ取り 1 回につき	3 1 5 円	納付書又は口座振替により払込 口座振替率 86.65% (16 年度年間)
	従量割料金	1 0 リットルにつき	6 3 円	

請求時において 1 0 円未満の端数が生じたときは、1 0 円未満四捨五入した金額。

処理施設

施設名	所在地	建物、敷地面積	規模能力
日永投入槽	寿町1番地	建物 164.8 m ² 敷地 957.0 m ²	日永浄化センターへ ポンプ圧送 50 キロリットル/日
大井の川 中継貯留槽	東邦町1番地	建物 800.08 m ² 敷地 1,918.11 m ²	貯槽 400 キロリットル 橋梁 長 20.5m 幅 1.5m
中継貯留槽	市内8カ所		貯槽 合計 502.9 キロリットル
朝明衛生センター	三重郡川越町大字 高松 1508 番地	建物 3,459 m ² 敷地 21,997 m ²	水処理：高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理：遠心脱水＋流動床焼却 処理能力：300 キロリットル/日
楠衛生センター	楠町大字北五味塚 1085 番地 208	敷地 2,025.75 m ²	処理能力：20 キロリットル/日 処理方式：標準脱窒素処理方式＋ 三次処理

し尿汲取委託料

年 度	12年度	13	14	15	16	17
10リットル当り(円)	99.77	102.81	111.54	123.48	127.56	117.28

し尿処理経費

年 度	1kリットル当り経費(円)		
	収集部門	海洋投棄部門	陸上処理部門
平成 10	10,894	7,970	7,839
11	11,325	8,401	4,129
12	12,001	10,813	3,759
13	12,679	13,765	5,623
14	13,913	21,558	6,406
15	14,576	69,399	6,821

生活排水施設

コミュニティ・プラント整備事業

小牧地区については平成9年6月から供用開始をし、小牧地区全体の約90%(260戸)の住民が接続した。神前地区については、平成13年6月から一部地区(曾井町、寺方町、高角町の一部)の供用を開始し、平成15年4月からは、全地域の供用を開始し、神前地区全体の約74%(670戸)の住民が接続した。

合併処理浄化槽設置補助事業

本市では、生活排水対策の一環として合併処理浄化槽を普及促進するために、昭和63年度から下水道認可区域外で補助事業を開始した。また、平成5年度からは下水道認可区域内においても、市の単独補助により、事業の拡充を図っている。

この補助制度による平成16年度の設置基数は500基で、補助金額が218,005千円、昭和63年度から平成16年度までの合計は設置基数が11,296基で、補助金額が5,146,030千円となっている。

補助基数、補助額、新設率の経緯

年度	基 数 ()内は市単事業	補助額(千円) ()内は市単事業	小型合併浄化槽 新設率(%)	単独処理浄化槽 新設率(%)
平成7	1,001 (174)	475,110 (84,480)	76.1	20.7
" 8	1,026 (205)	463,020 (88,830)	81.8	15.7
" 9	1,023 (153)	440,190 (54,030)	77.9	18.8
" 10	643 (150)	233,610 (41,190)	76.2	20.7
" 11	763 (190)	312,535 (89,335)	87.1	11.0
" 12	853 (168)	385,380 (123,180)	95.1	2.7
" 13	793 (118)	388,740 (131,880)	97.8	0
" 14	630 (122)	277,645 (89,725)	97.2	0
" 15	753 (131)	354,685 (130,405)	98.3	0
" 16	500 (121)	218,005 (79,105)	97.7	0

朝明広域衛生組合

地区住民の生活環境の向上を図るため、清掃施設整備の一環として、昭和40年10月13日四日市市及び三重郡菰野町、川越町、朝日町の1市3町で一部事務組合を設置し、朝明衛生処分場を同43年3月に建設、し尿の共同処理に当たってきた。

なお、平成11年8月に新処理場の朝明衛生センターが完成し、現在稼働中である。

朝明衛生センター

- ・所在地 三重郡川越町大字高松 1508 番地
- ・処理能力 300kl / 日
- ・竣工 平成 11 年 8 月 31 日 (処理棟は平成 10 年 10 月から稼働)
- ・建設費 6,481,666 千円